

業務仕様書

1 業務目的

市内建設産業の担い手確保に向けて、SNSを活用した動画広告により、建設業の魅力発信を行うとともに、「さっぽろけんせつガイド（ホームページ）」

<https://www.sapporo-kensetsuguide.jp/>への誘導を行う。

また、SNSを活用したアンケート調査により建設産業へのイメージを調査する。

2 業務名

令和7年度 SNSを活用した建設産業の魅力発信等業務

3 業務内容

(1) SNSでの動画広告

- ・下表の2種類のSNSを使用すること。
- ・各SNSにおける広告費は、下表に記載の金額以上（税抜き）とし、業務完了時にはその証明資料を提出すること。
- ・広告費には、広告運用にかかる設定費や運用手数料は含まないものとする。
- ・動画の配信時期や配信回数など運用方法は、受託者が検討し実施前に発注者に報告すること。
- ・SNSは、以下の2種類を想定しているが、業務着手後に協議し、最終決定する。

種類	主なターゲット（想定）	広告費
1 YouTube	小学生から保護者まで広い世代	500,000円
2 Instagram	10代から30代の女性	300,000円

- ・使用する動画は、以下のデータを発注者から提供する。

動画内容	縦・横	再生時間
工事前後写真等を用いた建設業PR動画	縦型	60秒

(2) LINEアンケート

- ・LINEアンケートを活用した建設業に対するイメージ調査を行う。
- ・アンケートの条件は下記のとおりとする。

項目	条件
質問数	5問程度
回答数	500件程度
対象範囲	札幌市内
対象年齢	15～59歳 ※15～19歳及び20歳以降は10歳ごとに区分する。

- ・アンケート実施後、アンケート結果をデータで提出すること。

4 業務期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

5 権利関係

- 1 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- 2 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- 3 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- 4 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- 5 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- 6 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- 7 受託者は、成果物の納入、検査合格後、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、直ちに無償で委託者に譲渡するものとする。委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- 8 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市または札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- 9 作成に当たっては本市が作成した「広報に関する色のガイドライン改訂版」（<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/>）を参考とし、誰にとっても見やすく、分かりやすくなるよう配慮すること。

6 担当部署

札幌市建設局土木部業務課 TEL011-211-2612